

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十五年二月十九日

江戸川区長 多田正見

訴えの提起調書（総括表）

1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	648,872 円	1 件
江戸川区中小企業緊急特別対策資金貸付金 (生活振興部産業振興課)	4,465,125 円	1 件
合 計	5,113,997 円	2 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金

担当部課 生活振興部地域振興課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	648,872 円	平成24年12月12日	東京簡易裁判所 平成24年(八)第34638号	平成24年12月21日	平成17年10月21日	476,000 円	原告 江戸川区 被告 江東区内株式会社(第三債務者)
小計	648,872 円	/	/	/	/	/	/

債権の名称 江戸川区中小企業緊急特別対策資金貸付金

担当部課 生活振興部産業振興課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	4,465,125 円	平成24年12月12日	東京地方裁判所 平成24年(ワ)第36528号	平成24年12月26日	平成10年10月12日	5,000,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区内有限会社(債務者)
小計	4,465,125 円						